知見等の提供依頼を受けた際の手順



① 県が所有する 知見等の提供依頼

> 提供の判断 及び条件付与 ②



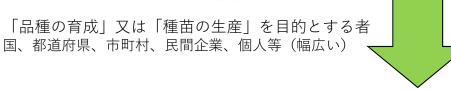
知見等

農業研究センター等で所有



- ① 県育成品種・系統の植物体(種苗)
- ② 島野菜等在来種の植物体(種苗)
- ③ 県が収集した植物体(種苗)
- . ④ その他、種苗に関する調査データ等 🖊

多大な時間とコストをかけて県が「開発した品種」や「その素材 (交配親)」、「県内各地から収集保存している貴重な島野菜」等、 知見等は県の重要な財産!!





沖縄県が所有する「知見等」を、他県や民間企業等へ提供することについて、提供可否の判断や条件付与について<u>慎重な検討</u>(審議会の意見を聴いて)によって判断する必要がある。

沖縄県の開発品種等を、提供することで、 県外で産地が形成され、<u>県内の農家が不利</u> 益を被ることが無いか? 知見等の提供が、<u>本県の農業</u> <u>の持続的な発展を妨げること</u> にならないか?

知見等の提供が、<u>本県の農業</u> <u>の振興に資するものである</u> か?

etc.

【考え方の背景】

各都道府県(地方自治体)は、各地域の農業振興の為、品種開発等においてしのぎを削っている。一方、国は、日本の海外競争力を高めるべく『農業競争力強化支援法(H29年施行)』において、民間の力を最大限活用するため、<u>都道府県が有する知見等について民間事業者への提供を促進する措置を講ずる</u>としている。このため、各都道府県が有する知見等については、様々な民間事業者から提供依頼の増加が見込まれている。県としては、知見等の提供が、海外競争力の強化を促進するものであっても、県の農業の振興に資するものであるか、本県の不利益にならないかについて、慎重な検討を行う必要がある。

※提供依頼がある際には、適正に調査審議が行えるよう、個別 具体的な知見等の詳細、相手先の考え及び、提供後に想定され るリスク等について、資料をご用意致します。



【例外】

県と国の共同研究(さとうきび品種 育成)等の場合は、審議の対象外。 (条例第8条第2項ただし書き)